

宇治田原町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

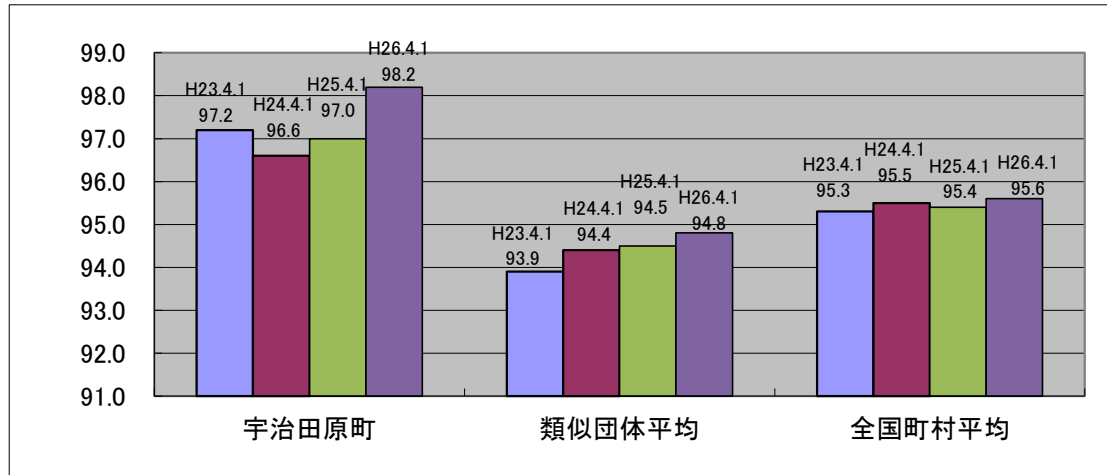
区分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 9,743	千円 4,280,333	千円 151,578	千円 898,228	% 21.0	% 25.2

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 109	千円 372,475	千円 61,958	千円 137,014	千円 571,447	千円 5,243	千円 5,490

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

職員の年齢構成の変動や、人事異動及び国との制度の一部相違により、ラスパイレス指数が上昇した。
 これまでから給与制度の適正管理に努めており、今後も国や他団体の状況等を踏まえて給与改定を実施することとしている。

(4) 給与改定の状況 (本町に人事委員会はありませぬ)

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
年度	円	円	0 円 (%)	%	%	% 0.27

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
年度	月	月	月	月	月	月 4.10

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 (未実施)]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

京都府をはじめ近隣市町村の動向を考慮し、さらには給与制度の在り方や、本町職員の状況を踏まえて、引き続き検討することとした。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

本町は地域手当未支給地となっている。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成26年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
宇治田原町	41.3 歳	311,914 円	368,530 円	344,927 円
京都府	44.3 歳	335,952 円	428,204 円	385,291 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	42.6 歳	310,381 円	354,449 円	336,306 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
宇治田原町	49.6 歳	12 人	329,683 円	353,176 円	346,125 円	—	—	—	—
清掃職員	51.4 歳	3 人	339,767 円	357,267 円	357,267 円	廃棄物処理業従業員	44.7 歳	288,100 円	1.24
学校給食員	45.3 歳	6 人	320,850 円	347,161 円	336,167 円	調理士	37.6 歳	254,300 円	1.37
その他	56.4 歳	3 人	337,267 円	361,115 円	354,900 円	—	— 歳	— 円	—
京都府	54.0 歳	285 人	360,702 円	413,695 円	395,484 円	—	—	—	—
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	—	326,611 円	—	—	—	—
類似団体	49.7 歳	6 人	271,921 円	294,995 円	282,545 円	—	—	—	—

区分	参考 年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
宇治田原町	—	—	—
清掃職員	未公表 円	— 円	
学校給食員	未公表 円	— 円	
用務員	未公表 円	— 円	
その他	未公表 円	— 円	

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成23年～25年の3ヶ年平均)
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致するものではない。
 ※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成26年4月1日現在)

区分	宇治田原町	京都府	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	179,700 円
	高校卒	144,500 円	145,400 円
技能労務職	大学卒	172,200 円	— 円
	高校卒	144,500 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成26年4月1日現在)

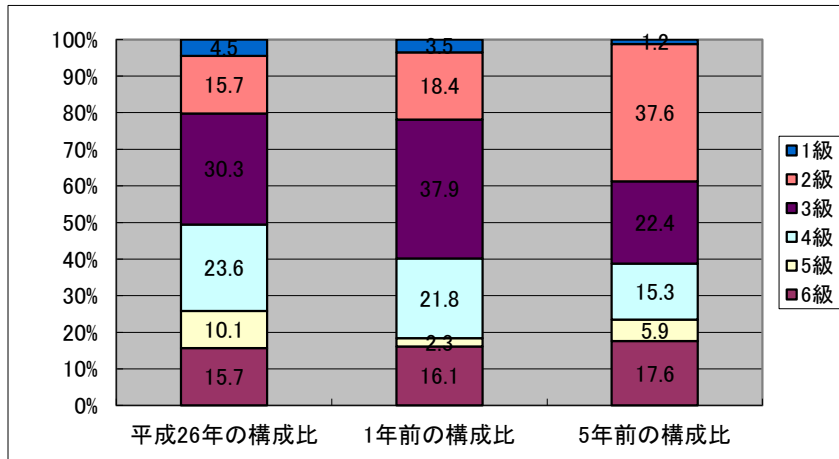
区分		経験年数10年程度		経験年数20年程度		経験年数25年程度		経験年数30年程度	
		平均経験年数	平均給料月額	平均経験年数	平均給料月額	平均経験年数	平均給料月額	平均経験年数	平均給料月額
一般行政職	大学卒	13年 2月	273,850 円	22年 2月	357,790 円	27年10月	393,585 円	32年 2月	411,200 円
	高校卒	—	—	22年10月	324,333 円	27年 2月	372,250 円	32年 5月	401,425 円
技能労務職	大学卒	—	—	—	—	—	—	32年 6月	344,600 円
	高校卒	—	—	21年 4月	291,900 円	27年10月	331,000 円	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成26年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	1 定型的な業務を行う主事、技師、保育士、保健師、主事補若しくは技師補の職務又はこれに準ずる職務	4 人	4.5 %	135,600 円	243,700 円
2 級	1 高度の知識又は技術若しくは経験を必要とする業務を行う主事、技師、保育士及び保健師の職務又はこれに準ずる職務	14 人	15.7 %	185,800 円	307,800 円
3 級	1 主任及び主査の職務又はこれに準ずる職務	27 人	30.3 %	222,900 円	354,700 円
4 級	1 係長の職務又はこれに準ずる職務	21 人	23.6 %	261,900 円	388,300 円
5 級	1 課長補佐の職務又はこれに準ずる職務	9 人	10.1 %	289,200 円	400,600 円
6 級	1 理事、課長、室長、教育次長及び事務局長の職務又はこれに準ずる職務	14 人	15.7 %	320,600 円	422,600 円

- (注) 1 宇治田原町の給与と条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な勤務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

--

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

宇治田原町	京都府	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,317 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,599 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%、20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

--

(2) 退職手当(平成26年4月1日現在)

宇治田原町				国			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分		勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分		勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分		勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分		最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)			その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)		
1人当たり平均支給額	741 千円	23,833 千円		1人当たり平均支給額	公表なし		
平均勤続年数	5年 6月	36年 3月		平均勤続年数			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成23～25年度に退職した職員に支給された平均額である。支給率及び取扱いについては、本町を含む京都府下の市町村等で組織する京都府市町村職員退職手当組合の条例で定められ、加入市町村等は、いずれも同じ基準を用いている。

(3) 地域手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)			0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)			0 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
宇治田原町	支給なし	0 人	(給料+管理職手当+扶養手当)×支給率 最高支給率 18%

(注) 地域手当については、22年度より廃止した。

(4) 特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)		0 %
手当の種類(手当数)		0 種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務
		左記職員に対する支給単価

(注) 特殊勤務手当については、18年度より廃止した。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	23,452 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	270 千円
支給実績(24年度決算)	20,404 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	237 千円

(6) その他の手当(平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との同異	国の制度と異なる内容	支給実績(25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)
扶養手当	扶養親族である配偶者 13,000 円	同		13,009 千円	224,293 円
	配偶者以外の扶養親族 6,500 円				
	・配偶者がいない場合は、そのうち1人につき 11,000 円				
	16歳から22歳までの子(加算) 5,000 円				
住居手当	家賃額に応じて最高 27,000 円	同		4,395 千円	313,928 円
通勤手当	交通機関を利用する職員 ・運賃相当額55,000円までの者 全額支給 ・運賃相当額55,000円以上の者 (運賃相当額-55,000円)÷2+55,000円 上記以外の職員 ・通勤距離片道2km未満 0円 ・通勤距離片道2km以上5km未満 2,000円 ・通勤距離片道5km以上10km未満 4,100円 ・通勤距離片道10km以上15km未満 6,500円 ・通勤距離片道15km以上20km未満 8,900円 ・通勤距離片道20km以上25km未満 11,300円 ・通勤距離片道25km以上30km未満 13,700円 ・通勤距離片道30km以上35km未満 16,100円 ・通勤距離片道35km以上40km未満 18,500円 ・通勤距離片道40km以上45km未満 20,900円 ・通勤距離片道45km以上50km未満 21,800円 ・通勤距離片道50km以上55km未満 22,700円 ・通勤距離片道55km以上60km未満 23,600円 ・通勤距離片道60km以上 24,500円	同		5,444 千円	70,701 円
管理職手当	理事 45,000円 課長、室長、教育次長、事務局長 40,000円 課長補佐、所長、参事 30,000円	異		7,320 千円	430,588 円

5 特別職の報酬等の状況(平成26年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	町 長	730,000 円 () 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 850,000 円 / 350,000 円	
	副 町 長	600,000 円 () 円)	675,000 円 / 360,000 円	
	教 育 長	560,000 円 () 円)	— 円 / — 円	
報 酬	議 長	305,000 円	360,000 円 / 205,000 円	
	副 議 長	230,000 円	320,000 円 / 164,900 円	
	常 任 委 員 長	205,000 円	— 円 / — 円	
	議 員	200,000 円	300,000 円 / 145,500 円	
期 末 手 当	町 長 副 町 長 教 育 長	(25年度支給割合) 2.95 月分		
	議 長 副 議 長 常 任 委 員 長 議 員	(25年度支給割合) 2.95 月分		
退 職 手 当	町 長 副 町 長 教 育 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		給料月額×530/100×在職年数	15,476 千円	任期毎
		給料月額×315/100×在職年数	7,560 千円	任期毎
		給料月額×270/100×在職年数	6,048 千円	任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

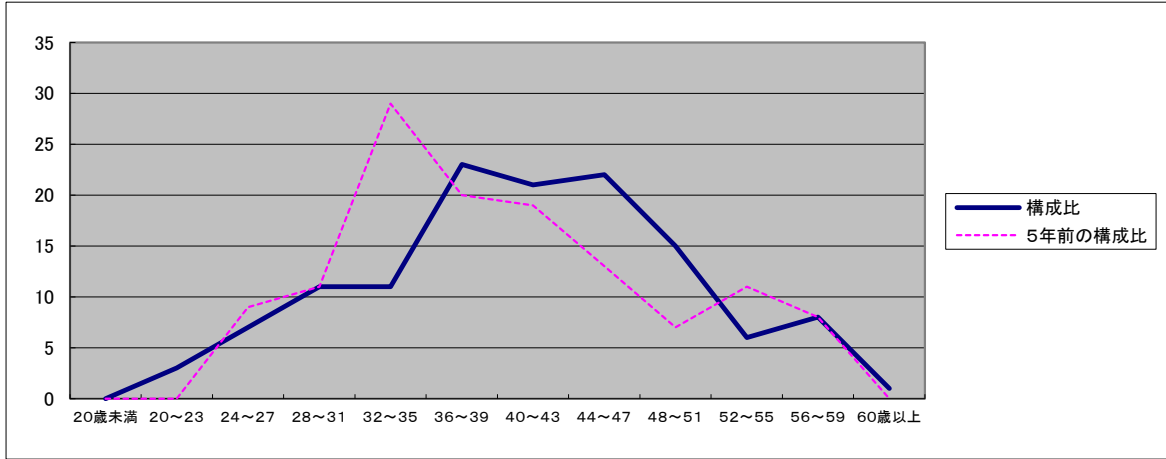
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成25年	平成26年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	2	2	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 90.40 人 [類似団体の人口1万人当たりの職員数 101.40 人]
		総務	24	27	3	
		税務	6	6	0	
		民生	23	23	0	
		衛生	11	12	1	
		農林水産	6	6	0	
		商工	2	2	0	
		土木	10	11	1	
	計	84	89	5		
	教育部門	22	22	0		
小 計	106	111	5			
公 営 会 計 業 部 門	水道	6	7	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 112.75 人 [類似団体の人口1万人当たりの職員数 124.28 人]	
	下水道	5	5	0		
	国保等	9	6	△3		
	小 計	20	18	△2		
合 計	[126]	[129]	[3]	<参考> 人口1万人当たり職員数 127.00 人		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数で、教育長を含む。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成26年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職 員 数	0	3	7	11	11	23	21	22	15	6	8	1	128

(3) 職員数の推移

(単位 : 人・%)

年度 部門別	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政	87	86	86	82	84	89	2 (2.3%)
教育	22	22	21	23	22	22	0
普通会計計	109	108	107	105	106	111	2 (1.8%)
公営企業等会計計	19	19	19	20	20	18	▲1 (▲5.3%)
総合計	128	127	126	125	126	129	1 (0.8%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
25年度	191,958	3,623	19,771	10.30	12.66

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
25年度	6	18,722	3,712	7,303	29,737	4,956	6,123

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成26年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
宇治田原町	40.7 歳	273,865 円	413,013 円
団体平均	45.0 歳	342,822 円	509,358 円
事業者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末・勤勉手当

宇治田原町	宇治田原町(一般行政職)
1人当たり平均支給額(25年度) 1,217 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,317 千円
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成26年4月1日現在)

宇治田原町				宇治田原町(一般行政職)			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分		勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	
勤続25年	30.82 月分	36.570 月分		勤続25年	30.82 月分	36.570 月分	
勤続30年	43.70 月分	52.44 月分		勤続30年	43.70 月分	52.44 月分	
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分		最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)			その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)		
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円		1人当たり平均支給額	741 千円	23,833 千円	
平均勤続年数	年 月	年 月		平均勤続年数	5年 6月	36年 3月	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成23~25年度に退職した職員に支給された平均額である。支給率及び取扱いについては、本町を含む京都府下の市町村等で組織する京都市町村職員退職手当組合の条例で定められ、加入市町村等は、いずれも同じ基準を用いている。

ウ 地域手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)			0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)			0 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
宇治田原町	支給なし	0 人	支給なし

(注) 地域手当については、22年度より廃止した。

エ 特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)	0 %		
手当の種類(手当数)	0 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価

(注) 特殊勤務手当については、18年度より廃止した。

オ 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	1,938 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	323 千円
支給実績(24年度決算)	1,646 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	274 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(平成26年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との同異	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶 養 手 当	扶養親族である配偶者 13,000 円	同		996 千円	332,000 円
	配偶者以外の扶養親族 6,500 円				
	・配偶者がいない場合は、そのうち1人につき 11,000 円				
	16歳から22歳までの子(加算) 5,000 円				
住 居 手 当	家賃額に応じて最高 27,000 円	同		0 千円	0 円
通 勤 手 当	交通機関を利用する職員 ・運賃相当額55,000円までの者 全額支給 ・運賃相当額55,000円以上の者 (運賃相当額-55,000円)÷2+55,000円	同		283 千円	70,750 円
	上記以外の職員				
	・通勤距離片道2km未満 0円				
	・通勤距離片道2km以上5km未満 2,000円				
	・通勤距離片道5km以上10km未満 4,100円				
	・通勤距離片道10km以上15km未満 6,500円				
	・通勤距離片道15km以上20km未満 8,900円				
	・通勤距離片道20km以上25km未満 11,300円				
	・通勤距離片道25km以上30km未満 13,700円				
	・通勤距離片道30km以上35km未満 16,100円				
	・通勤距離片道35km以上40km未満 18,500円				
	・通勤距離片道40km以上45km未満 20,900円				
	・通勤距離片道45km以上50km未満 21,800円				
	・通勤距離片道50km以上55km未満 22,700円				
	・通勤距離片道55km以上60km未満 23,600円				
	・通勤距離片道60km以上 24,500円				
	管 理 職 手 当				
課長、室長、教育次長、事務局長 40,000円					
課長補佐、所長、参事 30,000円					